

## 清潔な布団で快適な生活を 「寝具丸洗いサービス」

市では、寝たきりの状態にある高齢者の方を対象に、布団の丸洗い・乾燥サービスを年1回実施しています。事業者が希望者宅を訪問して布団を回収。洗剤で水洗い・乾燥を行った後、再びお届けします。(例年9～10月実施予定)

**対象**／以下の全てに該当する方

- ☑ 65歳以上の市民
- ☑ 寝たきりの状態にあり、在宅で介護を受けている(入院中または入所中ではない)
- ☑ 介護保険料所得段階が第1～第5段階
- ☑ 要介護1～5の認定を受けている(要支援1・2は不可)

**料金**／1枚400円(羽毛布団は1枚600円)

※一人2枚まで。支払いは直接事業者へ。必要な場合は代替布団を貸与(無料)。

**申込方法**／7月31日(金)までに  
お近くの担当民生委員へ

**[問]** 長寿福祉課 ☎077-528-2741



## 地域の新しい「共生の居場所」をつくる 公開プロポーザル審査会

認知症の方や高齢者を中心に、誰もが自然に交流し、つながれる場所をつくる。そんな「共生の居場所」の創出を目指す事業の審査会を、公開で実施します。

**日時**／7月11日(土) 10時～(受付開始9時30分～)

**場所**／市役所別館1階大会議室 **定員**／100人

**対象**／大津市在住・在勤・在学中の方

**申込方法**

6月23日(火)から二次元コード、メールまたは電話で認知症施策推進室へ

**[問]** 認知症施策推進室 ☎077-528-2741

✉otsu1456@city.otsu.lg.jp

## 国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・猶予制度をご活用ください

年金保険料を納めず未納状態にしておくと、将来の老齢年金や、万が一の際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、「免除」や「納付猶予」の申請をしてください。

**対象**

免除(全額・一部)：本人・配偶者・世帯主それぞれの  
前年所得が一定額以下の場合

納付猶予：50歳未満で、本人・配偶者それぞれの  
前年所得が一定額以下の場合

**申込方法(令和8年度分)**

7月1日(水)から、保険年金課、支所または大津年金事務所(郵送可)

**必要書類**

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 失業等を理由とする場合は、雇用保険被保険者受給資格者証や離職票などのコピー

※申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。(すでに納付済の月を除く)

※審査は日本年金機構で行われ、結果が通知されるまでおおむね1カ月～1カ月半かかります。

※免除・猶予された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納付できます。

**[問]** 保険年金課 ☎077-528-2752



## 国民健康保険「限度額適用認定証」 などの更新には申請が必要です

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(金)までです。

8月以降も利用する方は、申請が必要です。

**申請が「必要」な方**

- マイナ保険証をお持ちでない方
  - マイナ保険証をご利用中の方で、長期入院の認定が必要な方
- 詳しくはホームページをご確認ください。

**[問]** 保険年金課 ☎077-528-2750





**【承諾事項】**

- 1 資格審査のため、対象者の介護保険情報と介護保険料所得段階の調査を行うこと。
- 2 寝具丸洗いサービス申請にかかる審査結果について、担当民生委員へ提供すること。
- 3 布団の回収・納品日時の調整について、業者からの電話連絡に対応可能であること。
- 4 利用料金は前払いのため、布団の回収時に直接業者へ支払うこと。
- 5 布団の回収時・納品時には必ず在宅であること。
- 6 サービス申請後、対象者が入院した場合、速やかに市へ連絡すること。

(2026. 6. 1)

担当課：長寿福祉課